

6 平下経第 500 号
令和 6 年（2024 年）10 月 4 日

平塚市下水道運営審議会
会長 西田 小百合 様

平塚市長 落合 克宏



吉際地区の下水道整備事業に係る下水道事業分担金について（諮問）

このことについて、吉際地区の下水道整備事業に伴う下水道事業分担金を徴収するため、貴審議会に諮問いたします。

1 諮問理由

公共下水道事業の建設費は、国の補助金や市費などで賄っていますが、公共下水道が整備されることにより、その利益を受ける地域の土地所有者等に、受益者として下水道建設事業費の一部を負担していただき、下水道整備の進捗を図るのが下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金制度です。

本市では、市街化調整区域の公共下水道整備については、地方自治法第224条の規定に基づき、下水道事業分担金制度を採用し、公共下水道事業区域を整備しています。

この度、吉際地区の下水道整備事業に伴い、下水道事業分担金を賦課するため、「平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例」等の一部を改正する必要がありますが、重要な事項であることから、貴審議会の意見を求めるものです。

2 諮問事項

(1) 区分の名称及び実施区域の設定

区分	実施区域
第8期事業	吉際の一部

(2) 基本負担金及び増負担金の額の設定

基本負担金	増負担金
受益地1平方メートル当たり 393円	なし

(3) 一括納付報奨金の設定

	支給率	支給限度額
負担金の全額を一括納付した場合	100分の10	100,000円
年度の負担金を一括納付した場合	100分の2.5	8,250円

3 施行日

令和7年4月1日